

スクールバス車内への児童の置き去り事案とその再発防止策について

1 概要

令和 5 年 3 月 1 8 日、市立小学校のスクールバス運行業務における下校便のスクールバスで、運行後の運転手の確認不足により、寝ていた児童 1 人が車内に置き去りとなる。

保護者からの連絡により、学校関係者等が車庫（屋外駐車場）に駆け付け、置き去りから約 3 0 分後に保護し、保護者に引き渡す。

当該児童の健康状態に問題はなし。

新学期に当たり、改めて、各関係校及びスクールバス運行事業者に対し、次のとおり再発防止の徹底を図っている。

二度とこのような事案を発生させないため、学校及び運行事業者と十分に連携して安全運行に取り組んでいく。

2 再発防止策

＜運行事業者に対して＞

- (1) スクールバス運行マニュアルに基づく乗降確認表により、乗車・降車の児童生徒数を必ず確認すること、及び最終地点等において車内を必ず確認することなど、当該マニュアルの履行をすべての運行事業者との契約内容に追加し、当該事案を発生させた運行事業者に対しては特に徹底を求めた。
- (2) 最善で確実な防止策は運転手による車内確認であることを、すべての運行事業者に対し機会あるごとに指導し、危機管理意識の低下の防止を図る。

＜スクールバスを運行している小中学校に対して＞

- (1) スクールバス運行マニュアルに沿って対応すること。特にバス停ごとの班長が運転手に乗車・降車人数を伝えることとして、各学校は継続的に指導すること。
- (2) 各学校は、バス停における児童生徒のリスク回避訓練等を定期的実施すること。
- (3) 事故のあった小学校では、児童による運転手への人数報告等が円滑に行えているかなどについて確認し、課題があればさらに改善を図るため、4 月 1 0 日から 1 4 日まで間、下校便のスクールバスに教職員が同乗した。

3 当該運行事業者に対する処分等

当該事案を発生させた運転手をスクールバス運行業務から外すこと。また、契約期間中、最終地点等において、運転手のほか、他のバスの運転手が車内を目視で確認すること。

これらを含む改善と安全運行の勧告を、4 月 1 3 日、学校教育部長が当該運行事業者の代表者に対して行った。